

高齢者の誇りを大切に 町づくりを目指し

介護保険制度改正

介護予防サービスが始まりました

予防重視型システムへの転換や新たなサービス体系の確立などを盛り込んだ改正介護保険法が、4月から施行されました。

「要支援」区分の増設

要介護状態が軽度の高齢者が大幅に増加傾向にあり、早期の予防とリハビリテーションの必要性が高まっています。

そのため、4月からの介護保険制度では、介護が必要となることを防いだり、介護の状態が悪化したりしないようにするサービスを実施するために、介護度の軽い人を対象とした「要支援」の区分を増設（表1）することになりました。

(表1) 要介護度の区分

平成18年4月以降		従来の介護給付サービス	新しい介護予防サービス
重	要介護5	要介護5 要介護4 要介護3 要介護2 要介護1	非該当
	要介護4		
	要介護3		
	要介護2		
	要介護1		
軽	要支援2	要支援1	町の実施する介護予防事業に参加

「新サービス」の開始

4月より「地域包括支援センター」を特別養護老人ホーム松波苑内に新設し、介護予防サービスを実施していきます。サービスの種類は次のとおりです。

- (1) 介護予防サービス
要支援1または2の方を対象としたサービスで、地域包括支援センターの職員が訪問調査を行い、ケアプランを作成し、このプランに沿ってサービスを利用できます。
- (2) 介護予防事業
要介護認定が非該当となった方を対象として、要支援・要介護状態になるのを防ぐための事業です。地域包括支援センターの職員が本人と相談しながら自立への目標を立て、簡単なケアプランを作成します。
- (3) 地域密着型サービス
6種類のサービスがありますが、日常生活圏の状況から、夜間対応型訪問介護と認知症対応型共同生活介護のサービスを見込みました。



※地域包括支援センターでは、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント、地域のケアマネージャーの支援なども行っています。

介護保険事業費の見込み

計画期間における介護保険事業費は、各種サービスの事業量の見込みにより推計します。なお、この見込み額（表2）は平成18年4月からの介護報酬改定を勘案しています。

(表2) 介護保険事業費の見込額

	H18	H19	H20	計
住宅サービス等給付費	186,563	185,579	189,208	561,350
施設サービス給付費	405,250	421,283	425,337	1,251,870
地域密着型サービス給付費	67,646	81,270	92,308	241,224
特定入所者介護サービス等費	30,000	31,500	33,000	94,500
高額介護サービス費	5,200	5,720	6,240	17,160
審査支払手数料	874	893	912	2,679
地域支援事業費	39,950	39,950	47,216	127,116
合 計	735,483	766,195	794,221	2,295,899

介護保険料が変更になります

介護保険料は、介護給付費などを勘案し、3年に1度見直しを行うことになっていきます。

平成18年度は、その見直しの年度となっており、4月1日から介護保険料率が変わりました。

保険料率の決まり方

介護保険制度では、サービスの給付に必要な費用の50%を国・県・町が負担し、残りの50%のうち31%が40歳から64歳の方の保険料、19%が65歳以上の方の保険料で賄われます。

介護保険料率は、平成18年度から3年間のサービス給付に必要な費用などから算出した金額を65歳以上の被保険者数で除して基準額を決定します。この基準額に対する割合によって所得段階別の保険料率が決定されます。

(表3) 平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者の保険料

所得段階	保 険 料 率	保 険 料 率		
		基準額に対する割合	年 額	月額(参考)
第1段階	生活保護者、町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	× 0.50	24,600円	2,050円
第2段階	課税年金収入額 + 合計所得金額 ≤ 80万円の者	× 0.60	29,520円	2,460円
第3段階	町民税非課税世帯の第2段階以外の者	× 0.75	36,900円	3,075円
第4段階 (基準額)	町民税課税世帯で本人非課税の者	× 1.00	49,200円	4,100円
第5段階	町民税本人課税で合計所得が200万円未満の者	× 1.25	61,500円	5,125円
第6段階	町民税本人課税で合計所得が200万円以上の者	× 1.50	73,800円	6,150円

4月からの介護保険料率

4月からの介護保険料率は、(表3)の料金になります。なお、平成20年度までの間は、税制改正により保険料の段階の急激な負担増を一切抑えるための、激変緩和措置が平成18年度と19年度に講じられます。一人ひとりの保険料が町の介護を支えています。納付にご協力ください。

仮徴収(特別徴収)額のお知らせ

4月から、平成18年度の介護保険料の特別徴収が始まります。平成18年2月の年金支払い時に介護保険料を年金から差し引かれた方は、4・6・8月の年金支払い時に2月と同額の介護保険料が年金から引かれます。※平成18年10月より老齢福祉年金・遺族年金・障害者年金からも特別徴収されます。

普通徴収の納期

年金から天引きされない方の介護保険料は納付書での納付(普通徴収)となります。普通徴収は7月から12月までの6回で介護保険料を納めていただきます。

介護保険料を一定期間以上滞納すると、介護給付に制限が課することがありますので、期限内納付をお願いします。



普通徴収の方は口座振替をご利用下さい

預金口座から自動的に保険料が払い込まれる、口座振替制度があります。納め忘れる事なく、確実に納付されます。通帳届出印と口座番号を用意し、取扱い金融機関に備え付けの申込書で手続きを行ってください。

取扱い金融機関

- 各郵便局
- 秋田銀行
- 本・各支店
- 北都銀行
- 能代支店・能代駅前支店
- 秋田ふれあい信用金庫
- 能代支店、能代南支店
- 秋田やまもと
- 農業協同組合
- 八森支店、峰浜支店
- あきた白神農業協同組合
- 本店・のしろ北支店
- のしろ東支店
- 組合病院出張所

お問い合わせ先
八峰町福祉課保険年金係
(☎76-2111)

